

これまでの検討会に提出した改正の方向性一覧

- ※ 以下の項目は、第3回から第5回までの検討会において、事務局が提出した資料中の「改正の方向性」を抽出し、テーマごとに並べ直すなどして、一覧としたものである。
- ※ 本日提出の資料3「残された検討項目」に記載された項目は一覧から除外している。

I 組織・運営規定	3
1 機関の権限の強化・機関相互の関係の明確化	3
(1) 役員	
○ 役員欠格事由など 全3項目	
(2) 理事・理事会	
○ 理事会、代表理事に関する規定の充実など 全2項目	
(3) 監事	
○ 監事の基本的な職務など 全6項目	
2 組合員の意思が反映される運営の確保	5
○ 総会の招集手続など 全6項目	
3 外部監視機能等の強化	6
(1) 組合員以外の関与	
○ 員外理事枠の拡大	
(2) 組合外部の者等に対する透明性	
○ 総会議事録の作成、備付け・閲覧など 全5項目	
4 行政庁の関与	7
○ 行政庁による解散命令	
5 その他	7
○ 連合会会員の出資一口の金額及び1会員の出資口数の限度	
III 利用事業	8
○ 医療・福祉事業に係る員外利用限度など 全3項目	
IV 共済事業	9
(1) 規制対象の範囲	
○ 共済事業規約の認可が不要とされている共済金額の見直し	

- (2) 入口規制
 - 最低出資金
- (3) 健全性（内部の体力充実）
 - 諸準備金の充実など 全3項目
- (4) 透明性（外部からの監視）
 - 経営情報の開示の義務づけなど 全2項目
- (5) 契約締結時の契約者保護
 - 共済推進時の禁止行為等など 全3項目
- (6) 破綻時の契約者保護
 - 契約条件の変更など 全3項目
- (7) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施
 - 共済金の最高限度額の見直しなど 全5項目

I 組織・運営規定

1 機関の権限の強化・機関相互の関係の明確化

(1) 役員

【役員の欠格事由】

- 他法を参考に、共済事業を行う組合の役員に関する追加的欠格事由を含め、生協の役員となることができない者について、定めることとする。

【役員任期】

- 理事については、その権限をより適切にチェックする観点から、その任期を、2年以内において定款で定める期間とする。また、監事については、その権限をより強化する観点から、その任期を、4年以内において定款で定める期間とする。
- 役員任期の伸長規定についても、他法にならい、所要の整備をすることとする。

【役員組合や第三者に対する責任】

- 農協法にならい、組合と役員の関係が委任関係であることを明確化し、それに基づく忠実義務や責任及びその免除の方法について定めることとする。また、組合が第三者に対して責任を負う場合についても定めることとする。

(2) 理事・理事会

【理事会、代表理事に関する規定の充実】

- 他法にならい、理事会や代表理事に関する規定を整備することとする。

【理事の自己契約・利益相反取引に関する承認等】

- 理事の自己契約や利益相反取引が独断で行われ、組合が財産上の被害を被ることを防止するため、他法にならい、理事が、①自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき、②組合が理事以外の者との間で行う、理事と組合との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会の承認を必要とする規定を整備することとする。

(3) 監事

【監事の基本的な職務】

- 他法にならい、監事が行うべき基本的な職務として、新たに監査報告の作成や、理事や生協の子会社等に対する業務の状況の調査など、必要なものを規定することとする。また、その他に、理事が不正行為をした場合等一定の場合においては、監事の理事会に対する報告を義務づけることとする。

【監事の選任等に関する監事の権限】

- 監事の独立性を担保し、適切な監査が行われるようにするため、他法にならい、監事の選任議案に関する監事の同意、監事の選任、解任、辞任に関する意見の陳述等に関する規定を設けることとする。

【監事による職務に係る費用等の請求】

- 監事の円滑な監査活動を確保するため、他法にならい、監事が、その職務執行に係る費用等を請求することができ、原則として、組合はそれを拒否することができないとする規定を設けることとする。

【監事による総会提出議案の調査】

- 他法にならい、監事による総会提出議案に関する調査義務について定める規定や、法令等に違反する場合の調査結果報告義務について定める規定を設けることとする。

【監事の理事会に関する権限や義務】

- 他法にならい、理事の不正行為について理事会への報告義務や監事の理事会出席義務に関する規定等を設けることとする。

【監事による理事の不法行為差止請求】

- 他法にならい、監事は、理事が法令や定款に違反する行為をした場合で、当該行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、監事の職務権限の一環として、当該理事に対してその行為の差止請求をすることができることとする。

2 組合員の意思が反映される運営の確保

【総会の招集手続】

- 会議の日時及び場所など、総会の招集を行う場合に定めるべき事項やそれらを決定する機関に関する規定を整備することとする。また、組合員数の増加に伴う総会の大規模化、議決事項の複雑化に対応するため、招集通知の発出期限を総会の5日前から10日前までに延長することとする。

【総（代）会議決事項】

- 組合員数が一定以上の組合においては、総会開催が困難な場合も多く、解散及び合併を総会専決事項とすると支障があることから、組合の解散及び合併について、総代会での決議がされた場合の全組合員への通知や、一定数以上の組合員からの総会招集請求があった場合の総会での承認に関する規定を設けた上で、総代会においても議決できることとする。
また、他法の規定等も参考に、借入金の最高限度額については総会の議決を不要とするなど、議決事項についての必要な見直しを行うこととする。

【総代会の設置基準】

- 組合員数が一定の規模以上になった場合には、総会の開催が困難な場合も多いことから、定款の定めるところにより、総代会を設けることが可能となる組合員数規模の基準を、1000人から引き下げることとする。

【役員の選出方法（選任制度の導入等）】

- 役員の選出方法については、現行どおり、選挙を原則とした上で、無記名投票によることなど必要な選挙に関する手続規定を設けることとする。また、組合の果たす機能の複雑化、高度化に伴い、役員に適材適所やチームワーク等がこれまで以上に求められるようになってきたこと等から、他法にならい、定款の定めるところにより、選任制度により、役員を選出できることとする。

【理事及び監事の報酬決定手続】

- 他法にならない、お手盛り防止の観点や監事の独立性の確保の観点から、理事及び監事の報酬については、定款に定めがないときは、総会で決定することなど、その決定手続について規定を設けることとする。

【組合員代表訴訟】

- 組合員による適正な組織運営の確保を可能とするため、組合員代表訴訟について、他法にならない、規定を設けることとする。

3 外部監視機能等の強化

(1) 組合員以外の関与

【員外理事枠の拡大】

- 員外からも広く人材を登用することが望ましいことから、他法にならない、員外理事枠を現行の理事定数の1/5以内から1/3以内に拡大することとする。

(2) 組合外部の者等に対する透明性

【総会議事録の作成、備付け・閲覧】

- 他法にならない、法令上、総会議事録の作成義務や作成方法について明確に定めるなど、総会議事録の作成、備付け・閲覧について、必要な整備を行うこととする。

【理事会議事録の作成、備付け・閲覧】

- 他法にならない、理事会議事録の作成、備付け・閲覧に関する規定を整備することとする。その際、組合の債権者についても制限なく議事録の閲覧請求を認めることとする。

【会計帳簿の作成・保存、閲覧】

- 他法にならない、会計帳簿の作成義務・保存義務（10年間）（電磁的記録を含む）に関する規定を設けることとする。また、中協法等にならない、少数組合員による閲覧請求を可能とすることとする。
- さらに、組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする旨を法律上明記することとする。

【決算関係書類と作成手続】

- 他法にならい、理事が各事業年度ごとに作成しなければならない決算書類として、損益計算書や付属明細書を加えるなど、所要の整備を行うこととする。
- また、他法にならい、決算関係書類等に関する備付け期間や保存期間について、規定を設けるなど、必要な整備を行うこととする。

【組合員名簿の作成、備付け・閲覧】

- 組合員がその権利の行使（例：議決の取消し又は無効、理事の責任追及等の訴えの提起、不服の申出、検査の請求等）を行う前提として必要であること等から、他法にならい、組合員名簿の作成義務及び記載事項について定めるなど、組合員名簿の作成、備付け・閲覧について、必要な整備を行うこととする。

4 行政庁の関与

【行政庁による解散命令】

- 協同組合は、自発的な発生、運営を尊重すべきであり、行政庁による解散の命令は、慎重に行わなければならないが、法令に違反した場合において、行政庁が措置命令を出したにもかかわらず、これに従わないときは、違反の事由にかかわらず、行政庁が解散命令を出せることとする。

5 その他

【連合会会員の出資一口の金額及び1会員の出資口数の限度】

- 会員には原則として出資口数に関わらず議決権が付与されることから民主的な運営が可能である中で、経済事業を行う連合会の経営基盤をさらに安定的なものにするため、経済事業を行う連合会については、会員の総出資口数の制限を撤廃することとする。

Ⅲ 利用事業

【医療・福祉事業に係る員外利用限度】

- 生協法の医療・福祉事業についても、行政庁の許可を得た場合には、組合員の利用分量の100分の100まで員外利用を可能とし、その旨を法令上明確にする。

【医療・福祉事業の実施事業としての法定化】

- 医療・福祉事業については、
 - ①その利用限度を、他の員外利用の許可を受けたケースよりも緩和し、100分の100とすること
 - ②法令上、剰余金の割戻しを禁止するなど、非営利性を徹底するための見直しを行うことに伴い、生協法に定める事業の種類として、法律上独立して規定することとする。

【剰余金の使途たる事業の拡充】

- 組合員による福祉活動を支援する観点から、生協が当該活動に助成する事業についても、繰越義務がある剰余金の使途として追加する。
(現在は、組合員の教育事業の費用へ充当するための剰余金の繰越を義務づけている。)

IV 共済事業

(1) 規制対象の範囲

【共済事業規約の認可が不要とされている共済金額の見直し】

- 共済金額が極めて低額で見舞金的な給付のみを実施している場合は、
 - ・ 組合員による自治運営に委ねることが可能であり、
 - ・ 5万円という額は、昭和34年以来、見直されていないので、これを引き上げるとともに、共済事業にかかる規制の対象から、法令上も明確にはずすこととする。

(2) 入口規制

【最低出資金】

- 財政的に脆弱な組合が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会が最低限保有すべき出資金額（最低出資金）の基準を設定することとする。

(3) 健全性（内部の体力充実）

【諸準備金の充実】

- より一層、財務の健全性を確保し、十分な支払余力を確保するため、他の協同組合における準備金制度を参考にしつつ、価格変動準備金を新設するなど、積み立てることが義務づけられる準備金の種類を拡充することとする。
- 共済事業の健全性を確保するためには、一定程度の自己資本の充実が不可欠であることから、利益準備金の積立割合を10分の1から5分の1に引き上げ、積立限度額は出資総額の2分の1以上から出資総額以上に引き上げることとする。

【共済計理人の活用】

- 共済事業の経営の健全性を確保するため、契約が長期にわたり共済数理の知識及び経験を必要とする場合や契約者割戻しを行う場合には、共済計理人の選任を義務づけ、責任準備金の積立の妥当性や割戻しの公正性に関して意見書の提出を義務づけるなど法令上の規定を新たに設けることとする。
- また、割戻しの公正さを共済計理人が確認することとした場合、現在行われている厚生労働大臣の承認は不要とする。

【健全性基準】

- 共済事業の健全性を確保するため、ソルベンシー・マージン比率について法定し、同比率に基づく経営の健全性確保のための改善計画の提出及びその実行命令などの行政庁による早期是正措置を導入することとする。

(4) 透明性（外部からの監視）**【経営情報の開示の義務づけ】**

- 新たに組合に加入し、契約を締結する潜在的な組合員に広く情報提供することが必要であることや、共済事業は事業の実施状況や財務状況の透明性がその他の事業以上に求められる事業であると考えられることから、業務及び財産の状況に関する説明書類について、公衆縦覧を義務づけることとする。

【外部監査】

- 財務状況の健全性を確保するため、例えば、負債額を基準として、規模が一定以上の共済事業を実施する組合については、外部の公認会計士又は監査法人による監査を義務づけることとする。

(5) 契約締結時の契約者保護**【共済推進時の禁止行為等】**

- 契約者保護の観点から、組合や共済代理店及びこれらの役職員が虚偽のことを告げることなど、推進を行う上で禁止される行為について定め、かつ、共済事業に係る重要事項の説明その他健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずるよう義務づけることとする。

【共済代理店】

- 共済代理店の設置に関する組合のニーズがあること及び組合の委託を受けて業務の一部又は全部を行う者に対しても共済推進時に禁止される行為に関する規定が適用されることが必要であることから、共済代理店の規定を設けた上で、共済代理店についても共済契約締結時に禁止される行為の規定の適用を受けることとし、また、その設置や廃止等に際しては、行政庁への届出を義務づけるなど、共済代理店に係る規定を整備することとする。

【クーリングオフ】

- クーリングオフ制度を導入し、共済期間が1年以下である場合等一定の場合を除き、書面により共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができることとする。

(6) 破綻時の契約者保護

【契約条件の変更】

- 契約条件の変更を可能とし、共済事業の継続を図ることにより契約者を保護するため、契約条件の変更を可能とし、さらに行政庁が共済契約の解約に係る業務の停止等の措置を命ずることができる規定を設けることとする。

【契約の包括移転】

- 組合の破綻等による契約者の不利益を未然に回避することは、契約者保護に資することから、自賠責共済以外の共済契約の包括移転についても可能とすることとする。

【セーフティネット】

- 生協は実施する事業が多様であり、共済事業を実施する場合であっても、それが事業全体に占める割合は様々であり、組合が破綻する理由もさまざまなものがあることが予想されることから、共通の契約者保護機構により一律に契約者を保護することにはなじまないと考えられる。したがって、契約の包括移転、再共済・再保険のさらなる活用等により、リスクを分散することとする。

(7) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

【共済金の最高限度額の見直し】

- 定款の記載事項として共済金額の最高限度が定められており、共済事業規約について行政庁の認可が必要とされていること等から、今後は、共済金額の最高限度額規制を撤廃することとする。

【保険代理】

- 共済事業を実施する組合が保険代理業を実施できることとした場合には、自らが実施する共済事業とは異なる種類の保険商品を取り扱うこと等により、組合員の様々なニーズを満たすことが可能になり、その利便性が向上することから、共済事業を行う組合が保険代理業を行えることとする。

【資産運用】

- 共済事業に必要な資金の運用については、一定の安定性が必要ではあるものの、運用制限により資産の有効利用が妨げられ、組合員の利益を損なう恐れもあることから、他の諸制度などを参考に、組合の規模などもふまえて、運用方法の範囲を広げると共に、割合に関する規制を見直すこととする。

【事業規約変更の手続きの簡素化】

- 現行の手續によった場合、共済事業について変更を行う場合に、組合員のニーズに迅速に応えることができないことから、規約変更の手續きについて、他制度の状況を参考に、軽微な事項等については総会の議決を要しないこととするなど一部について簡素化することとする。

【職域組合における退職者の組合員資格】

- 職域組合が実施する共済事業を利用する組合員からは、在職時に長年にわたり利用していた共済事業を退職と同時に利用できなくなると支障が生じる場合があるとして、退職後も当該事業を継続して利用することのニーズがあることを踏まえ、退職者が、その居住範囲に関係なく、職域生協の組合員となることができるように、法律上明確にすることとする。